

重 要

日本学生支援機構奨学金 令和7年度在学採用（一次採用）の申請について

給付型奨学金（※学部学生のみ）及び貸与奨学金（第一種・第二種）の「一次採用」に係る申請を受け付けます。申請を希望する場合は、各担当窓口へ申し出てください。

※給付型奨学生に採用された者は、修学支援法に基づく授業料等減免の対象となります

※多子世帯に該当する者は、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金在学採用に申請のうえ、審査を受ける必要があります。新入生も、在學生も、多子世帯の学生の授業料等が自動的に減免されるわけではありませんので、必ず申請してください。なお、すでに「高等教育の修学支援新制度」に採用されている在學生（支援区分対象外の学生も含む）は改めて在学採用に申請する必要はありません。また、多子世帯に該当し、在学採用に申請しても、Jassoが定める学業成績等の要件を満たさない場合は不採用（免除不許可）となりますのでご注意ください。

申請期限：令和7年4月25日（金）【厳守】

採用時期：令和7年6月（予定）

【担当窓口】

（兵庫教育大学）加東キャンパス：学生支援課、神戸キャンパス
（連合大学院） 各構成大学の奨学金担当係

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化（学部学生のみ免除対象）に係る手続き
（対象者別一覧表） ※入学料免除対象となるのは、新入生のみです。在學生は遡って入学料免除とはなりません

	区分	手続き
新入生	・ 高等学校在学時に予約採用を申し込み、給付型奨学金の【採用候補者】になっている	・ 【給付型奨学金】→『進学届』を提出 ・ 【授業料減免】申請→『進学届』提出にあたり、スカラネットへのWeb入力時に「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免を希望する」を選択することで、【授業料減免】申請提出の扱いとなります
	・ 予約採用を申し込んでいない ・ 予約採用を申し込んだが、給付型奨学金の【採用候補者】となっていない ※多子世帯で、給付奨学金の受給対象とならない者も、多子世帯に対する大学等の授業料等無償化を受けるためには、給付型奨学金への申請が必要です。	・ 【給付型奨学金】→『在学採用』を申請 ・ 【授業料減免】申請→『在学採用』手続きの際、スカラネットへのWeb入力時に「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免を希望する」を選択することで、【授業料減免】申請提出の扱いとなります
在學生	・ 授業料減免及び給付型奨学金を両方利用している（※適格認定（家計）の結果等により、給付型奨学金が停止している者も含む。廃止となった者は含まない。）	・ <u>JASSOが多子世帯に該当するか確認（新たに申請の必要はありません）</u> 必要に応じて、学生支援課から連絡を行う場合があります ただし、課税情報に反映されていない、3月末までに出生した実子等がいる場合は、学生支援課まで申し出てください。 →多子世帯の場合、【授業料減免】に係る変更となるため『変更認定申請書』を学生支援課に提出 ※『変更認定申請書』については、別途提出について連絡します
	・ 給付型奨学金のみ利用している（※適格認定（家計）の結果等により、給付型奨学金が停止している者も含む。廃止となった者は含まない。）	
	・ 授業料減免のみ利用している	・ 【給付型奨学金】→『在学採用』を申請 →多子世帯の場合、【授業料減免】に係る変更となるため『変更認定申請書』を学生支援課に提出 ※『変更認定申請書』については、別途提出について連絡します
	・ 給付型奨学金も授業料等減免も利用していない ※多子世帯で、給付奨学金の受給対象とならない者も、多子世帯に対する大学等の授業料等無償化を受けるためには、給付型奨学金への申請が必要です。	・ 【給付型奨学金】→『在学採用』を申請 ・ 【授業料減免】申請→『在学採用』申請の際、スカラネットへのWeb入力時に「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免を希望する」を選択することで、【授業料減免】申請提出の扱いとなります

※多子世帯に該当するかは、JASSOにより、法令に基づき、「マイナンバー」を通じて、直近の税法上の扶養状況（扶養する子供の数）の情報を確認のうえ判定されます。